

独立行政法人国際協力機構 平成21年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく平成21年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

第1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営における機動性の向上

- ア. 「政府開発援助に関する中期政策」に記載された現地機能強化の具体的取組を中心に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力が最も適切に運用されるよう、民間セクターとの連携にも留意しつつ、現地ODAタスクフォースに積極的に参加する。
- イ. 在外主導体制の定着を踏まえ、在外と本部の機能及び業務実施体制等につき、必要な改善を行う。
- ウ. 部局間の連携を強化するとともに、平成20年度に導入した業務運営に係る決裁プロセスの定着を図り、責任の明確化を通じ、業務効率の改善を図る。
- エ. 既存の各システムを有効活用し、予算見直し時期を中心として、各部における予算執行の予測性向上のための取組と横断的調整を一層強化する。
- オ. EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- カ. 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

2. 業務運営全体の効率化

- ア. 研修員受入について、各国内機関で行っている宿泊予約管理のより効率的な実施のため、段階的に本部への一元化を行う。
- イ. 専門家派遣について、平成18年度に導入した新派遣システムの効果的運用等により、派遣手続きの効率化を図る。
- ウ. ボランティア関連業務について、平成20年6月から稼働したボランティアポータルシステムの安定的な運用及び改善を通じて手続きの効率化を図る。

- エ. コンサルタント契約について、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うことによる事業費の大幅な拡大等も踏まえ、平成18年度に試行導入した一般業務費の定率化を本格導入するとともに、積算・精算方法の簡素化等に向けた取組を進める。
- オ. グループウェア等を活用して内部連絡文書の電子化・合理化を進める。
- カ. 関連公益法人等との契約については、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、一般競争入札、企画競争等競争性のある契約への移行を進める。
- キ. 契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報をホームページにおいて開示し透明性の確保を図る。また、国内での研修委託契約につき、公認会計士等のアドバイスを得て経費精算報告書及び証憑書類のチェック方法に係るマニュアルを完成させ、国内機関職員を対象とした研修を行う。
- ク. 不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置を実施する。特に円借款事業を巡る贈賄事件を踏まえ、再発防止策を着実に実施する。
- ケ. 運営費交付金を充当する業務経費について、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成するための取組を行う。
- コ. 運営費交付金を充当する一般管理費について、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成するための取組を行う。
- サ. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、人件費について平成17年度を基準として平成18年度から平成22年度までの5年間において5%以上の削減を行うため、平成17年度に比べ平成21年度人件費を3.67%削減する。
その際、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、役職員の給与について必要な見直し等を進める。
- シ. 効率化の取組が業務の質の低下をもたらさないよう、事業のモニタリング手法の改善を検討するとともに、引き続きモニタリング体制を整備する。
- ス. システム最適化計画を策定する。

第2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I 統合効果の発揮

- ア. 国別の援助実施方針の検討を進めるとともに、協力プログラムを用いた援助分野の重点化を促進し、これに沿った事業展開計画の活用を進め、協力目標達成へのシナリオを明確化する。

イ.協力プログラムの形成等を通じて、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に係る案件形成を迅速かつ一体的に実施するため、「協力準備調査」を実施し、迅速な案件の立ち上げに努める。

II 事業に関する横断的事項

1. 効果的な事業の実施

- ア. 政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、クールアース・パートナーシップに基づく気候変動問題対策及び第4回アフリカ開発会議（T I C A D IV）に対応したアフリカ向け協力をはじめとする、優良な案件の形成を積極的に支援するとともに、機動的・効果的な実施を図る。
- イ. 事業を通じて得られる教訓や最新の援助潮流を踏まえ、課題別指針の策定・改訂を行う。また、各分野課題において、ナレッジサイト等のコンテンツの充実を図るとともに、同コンテンツの活用を促進する。
- ウ. 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、金融・経済危機、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- エ. 関係機関・他ドナーとの連携協力を、協議や人事交流等を通じ進めるとともに、共通の関心事項につき国際会議等を通じ発信する。
- オ. 援助協調の一環として、国際社会の動向や議論を踏まえ、機構の取組・貢献について対外的に発信する。また、国際的な援助効果向上等の議論を踏まえ、機構の事業における対応の必要性等を検討し、適切に対処する。
- カ. 民間企業等との対話を引き続き強化し、連携のあり方等の検討と内外での共有を進め、民間企業と連携した協力の実現に努める。
- キ. 事業委託方式による技術協力プロジェクト等事業における民間からの参加を促進する。
- ク. 国別・地域別の協力戦略策定のための外部有識者を招いた会議、技術協力プロジェクトに係る国内支援委員会、課題別委員会等各種委員会、専門家等について、民間、学識経験者等の参画を図り、その知見を積極的に活用する。
- ケ. 日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との定期的な連絡会を通じ、情報共有や意見交換を進め、開発途上国への資金協力における連携を維持する。
- コ. 帰国研修員をはじめとするJ I C A事業経験者等現地及び第三国リソースを把握し、積極的に活用する。
- サ. 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。また、円借款事業に係る案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言を踏まえ、開発途上国政

府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底、及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組みの強化を図る。

2. 外務省大臣からの緊急の要請への対応

独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

3. 情報公開、広報の充実

- ア. 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。
- イ. 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報の保護及び開示請求への対応等を適正に行うとともに、機構関係者に対して、個人情報保護制度の定着を図る。
- ウ. 国際協力の理解と参加を促進するため、ヒューマンストーリーの積極的な発信に加え、国際協力の意義を強く訴える「骨太のメッセージ」の発信に取り組む。また、広報戦略に基づき、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行による新たな機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果を、マスメディア等とも連携し効果的に広報する。

4. 環境及び社会への配慮

- ア. 環境社会配慮ガイドラインを対象協力事業に適用する。適用の実績をとりまとめ、次年度以降の業務の参考とする。
- イ. 現行環境社会配慮ガイドラインに関する審査会及び不遵守に関する異議申立制度の運営を行う。
- ウ. 環境社会配慮ガイドラインの体系の一本化を行う。
- エ. 本部と在外事務所の職員、専門家やコンサルタントを対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を行う。
- オ. 世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境に及ぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。
- カ. これまでの光熱水量・廃棄物の削減効果を維持することを念頭に、新組織における適切な計画を策定し、省エネルギー・省資源化に対応する。

5. ジェンダー平等

- ア. 機構内で、事業ジェンダー主流化に係る部署毎の優良な取組を共有し、その推進に向けた具体的な方策を検討する。また部署毎の年間計画の内容の充

実を図り、実施状況のモニタリングを行う。

- イ. ジェンダー視点を適切に統合した案件実施監理手法を職員に身につけさせるための職員研修を実施する。また、ジェンダー視点の重要性を理解しその活動・行動に反映されるよう、専門家等に対してジェンダー講義を実施する。
- ウ. ジェンダー平等や女性のエンパワーメントのために特に配慮が必要とされる案件を選定し、ジェンダーに係る具体的な取組を推進する。

6. 事業評価

- ア. 事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するとともに、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法全体として整合性のある評価手法の確立に引き続き取り組み、評価体制の一層の強化を図る。
- イ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、外部有識者事業評価委員会を定期的に開催し、同委員会から提言を得て、評価制度・手法の改善を図る。また、評価の質と客観性の確保のため、外部有識者・機関等が行う評価を充実させる。特に事後評価に関しては、外部有識者・機関等による事後評価の割合を全評価件数の50%以上とする。
- ウ. 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- エ. 評価によって得られた教訓の事業へのフィードバックをさらに推進するため、教訓及びその活用事例を収集・分析し、有用事例の共有を図る。
- オ. 費用対効果の明確化に向けたコスト効率性評価のあり方の検討に資するよう、平成20年度に着手した特定の分野におけるアウトカムのタイプのより詳細な把握に関する事例分析を実施する。

Ⅲ 各事業毎の目標

1. 技術協力（法第13条第1項第1号）

（1）技術協力全般

- ア. 総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）の視点を反映した事業を実施し、主流化を図るとともに、国際的な会議等において積極的な発信を行うための知見を蓄積する。
- イ. 三角協力を推進する観点から、南南協力の効果的实施を図るとともに、その有用性について積極的に対外的な発信に取り組む。
- ウ. 候補案件に想定される概算経費について、現行の積算手法における単価等を必要に応じて見直し、同手法の活用を通じた概算経費積算の標準化を図る。
- エ. 職員が外部状況の変化により包括的、柔軟かつ的確に対応した案件実施を

行うための事業マネジメント手法に関する職員向け研修を実施するとともに、より良い事業マネジメントのあり方に資する更なる取組を実施する。

(2) 研修員受入事業

- ア. 課題別研修案件について、20年度に導入した事前評価、年次評価及び終了時評価を適用することで制度の定着を図る。事後評価制度については、平成20年度の試行導入の結果を踏まえて、事後評価制度のあり方を検討する。
- イ. 平成20年度に実施した、課題別研修の計画及び要望調査の枠組の点検を踏まえ、必要な改善に取り組む。
- ウ. 課題別研修の実施基準に基づき、組織開発や制度改善を重視した研修内容への見直しを行い、事後活動やフォローアップ等、開発途上国側の組織的な取組を促進する。また、海外で実施する研修について、現地国内研修として実施することが妥当な研修案件の基準を作成する。
- エ. 平成20年度に着手した標準教材の開発を継続するとともに、帰国研修員を対象としたインターネットサイトの運用及びソフト型フォローアップ協力を適切に実施する。
- オ. 青年研修事業については、各国の援助課題に合致した研修を行う事業として定着させる。

(3) 専門家・コンサルタントの選定

- ア. 専門家の質の向上及び円滑な確保のため、公示・公募の適用区分も含めて人選方法を見直し、改善案を試行的に実施する。
- イ. 平成20年度に正式導入した個々の専門家の活動に対する評価制度について、実施状況をモニタリングするとともに、活用方法に関して引き続き検討する。
- ウ. コンサルタント選定に関し、平成20年度に引き続き、実施予定案件の充実の推進等、競争性を一層高める選定方法について検討を行い、可能な施策を実施する。
- エ. ファストトラック等に認定された緊急案件については、公示から契約までの手続きを30日以内で実施するとともに、平成19年度に導入したコンサルタント等の「指名人材プール制」の活用実績を分析し、手続きの迅速化も含めた制度の改善を検討する。

2. 有償資金協力（法第13条第1項第2号）

- ア. 円借款事業の案件形成から工事等契約までの期間を短縮し、円借款事業の適正かつ迅速な形成に努める。
- イ. 我が国にとって政策的に優先度の高い円借款事業を促進する。
- ウ. 円借款支援を通じて、開発途上国における民間経済活動の活性化による自

立的な経済成長を支援する。

- エ. 円借款借入国との緊密な政策対話とともに、マクロ経済調査や債務持続可能性分析を行い、金融・経済危機の影響も踏まえ、借入国の債務持続可能性等を的確に把握し、債務管理能力及び事業実施能力の向上を図る。
- オ. 円借款事業に係る事前・事後の調査等を充実させるとともに、借入国等の事業関係者に対するフィードバックを通じ、開発効果を高める。また、貸付や調達等の事業実施に係るガイドライン等の改訂及び事業実施機関職員に対する研修やセミナーを行い、借入国の事業実施能力の向上を図る。
- カ. 地方自治体、大学、民間企業、NGO等との連携を推進し、円借款事業の開発効果の向上に努める。

3. 無償資金協力（法第13条第1項第3号）

- ア. 無償資金協力事業の効果的・効率的な実施やその実施の促進及び競争性と透明性の一層の向上を図るため、企業向け説明会の開催、事前資格審査制度の改善・実施、入札公告の邦文化のさらなる推進に加え、引き続き工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等制度の改善に係る検討を行う。
- イ. 「ODAコスト総合改善プログラム」に基づき、コスト縮減に係る各施策（①計画段階に関する再検討、②設計手法の再検討、③積算の最適化、④案件発掘から実施までのスピードアップ、⑤入札の競争性向上）を着実に実行する。

4. 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

（1）ボランティア事業

- ア. 平成20年度に策定した「ボランティア事業実施の手引き」を活用し、機構内でボランティア事業の特性を共有するとともに、協力プログラム策定に関し、ボランティア事業と他の事業を連携させることが適切なものについては、協力目標達成へのシナリオを検討する。また、他機関との連携により派遣されているボランティアの活動を踏まえた上で、新たな連携の可能性を探るとともに、優良事例に基づいた連携モデルの抽出を行う。
- イ. 適格な人材の確保に繋がる募集・選考や研修・訓練方法の改善を行う。特に平成19年度に開始した、青年海外協力隊員とシニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティアと日系社会シニアボランティアの合同派遣前訓練を実施するとともに、訓練の成果を検証し、必要な改善を行う。
- ウ. ボランティア事業の質の向上及びボランティア経験の日本社会への還元促進の観点から、教育委員会、地方自治体、民間企業等への働きかけ、広報誌等による訴求、帰国隊員による活動の支援・情報発信等を強化しつつ、現職

参加をより一層推進するための取組を行う。

エ. 帰国ボランティアに対する進路対策支援を行い、特に、協力隊経験の日本社会への還元促進の効果が高いと考えられる教職志望者・志願者に対する支援の強化を行う。

(2) NGO等との連携・草の根技術協力事業

ア. 草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、NGO等の組織・事業運営能力を強化するとともに、開発途上国における市民との連携事業を促進するため、NGO等人材育成プログラムを的確に実施する。

イ. 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、ホームページの内容のさらなる充実により理解の促進を図る。

ウ. 草の根技術協力事業に関し、これまでの各国内機関での事業提案に関する相談や実施管理の状況をレビューし、さらなる改善を検討する。

エ. NGO等の活動に役立つ開発途上国の情報を整備し、ホームページで公開する。

オ. 地域に密着した活動を推進する観点から、地方自治体、国際交流協会、NGO等と共催する事業について、これまでの実績も踏まえつつ、質の向上に努める。また、海外においてNGO-JICAジャパンデスクを通じたNGO等との連携状況を踏まえて、NGOへの活動支援を行う。

カ. 市民参加協力の全国拠点である広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に、他の国内機関とも連携しつつ、市民団体の情報発信の機会を提供する。また、市民団体の主体性に配慮しつつ、市民団体のネットワーク化の場を提供する。

(3) 開発教育支援

ア. 出前講座については、講義手法の標準化を進めるとともに、講師を務める機会が多い青年海外協力隊員等の能力向上支援を継続し、事業の質の向上を図る。また、国内機関の訪問を希望する学校に対し、訪問前及び訪問後の校内学習との一体的実施の定着を図る。出前講座数及び国内機関訪問学校数については、前中期目標期間中の実績（平均）を踏まえつつ実施する。

イ. 開発課題等への理解を促進するため、教師海外研修及び開発教育指導者研修を前中期目標期間中の実績（平均）を踏まえつつ実施するとともに、特に参加教員の活動をフォローアップし、研修内容の改善を図り、学校単位での開発教育の取組を支援する。また、教育現場における開発教育に関するニ-

ズに対応するため、これらの研修の参加者による研修後の授業実践事例を積極的に収集・提供するとともに、開発課題に関する教材を利用しやすいようホームページの内容を改善する。

5. 海外移住（法第13条第1項第5号）

- ア. 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。
- イ. 国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修については、機構による事業実施の必要性及び意義について関係省庁・機関と協議する。
- ウ. 調査統計事業及び営農普及事業については、移住者への影響に十分に配慮しつつ段階的に縮小する。

6. 災害援助等協力（法第13条第1項第6号及び第2項）

（1）緊急援助隊派遣

- ア. 国際緊急援助隊の派遣については、被災国の要請を受理後、外務省の指示を受け、救助チームは24時間以内、医療チームは48時間以内に日本を発させる。その際、調査チームの活用やチャーター便の利用も検討し、より迅速な派遣を目指す。また、救助チームに関しては、国連人道問題調整部を中心に作成された搜索救助活動に対する国際ガイドラインに基づく能力検定を受ける。
- イ. 国際緊急援助活動の質の向上に資するため、研修・訓練の実施後にレビューを行い、その結果を的確に反映して内容を充実させる。

（2）緊急援助物資供与

- ア. 物資供与実施後のモニタリングを行い、被災者への配布状況、活用状況を把握するとともに、教訓を抽出し、今後の物資供与の実施の改善に資する。
- イ. NGOのジャパン・プラットフォームと定期的な会合を開催し、災害現場において機構とNGOそれぞれの特徴や強みを生かした効果的な連携方法について協議する。

7. 人材養成確保（法第13条第1項第7号）

- ア. 国際協力関連機関・団体との連携により、人材情報ネットワークの一層の強化を図りつつ、国際協力人材センターホームページ「PARTNER」の利用者、利用団体、情報提供件数の拡充に取り組む。援助ニーズを踏まえた国際協力人材の登録を進めるべく、新規登録の勧奨に努める。

- イ. 人材育成ニーズに対応する能力強化研修等を実施するとともに、受講者のフォローアップ（進路調査）を継続して実施し、人材の養成と確保の連携を強化する。また、派遣が決定した専門家等に対する研修も充実させる。
- ウ. 国際協力人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生をインターンとして受け入れ、機構の各部・機関での実務実習を行うとともに、大学等との連携講座の実施等を推進する。

8. 調査及び研究（法第13条第1項第8号）

- ア. 国内外の研究ネットワークとの共同研究等も含めて、日本の援助の有効性を踏まえた重点領域の研究を推進する。また、国際会議への参加やシンポジウム・セミナーの開催、ホームページの充実、ワーキングペーパーの発刊、専門誌への投稿等を通じて研究成果を発信する。
- イ. 研究人材の充実や研究プロジェクトの実施体制の整備等を推進する。

9. 受託業務（法第13条第3項）

外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

なお、平成21年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「経済危機対策」（平成21年4月10日）の海外における我が国の優れた技術の活用等を通じた緊急雇用創出のために措置されたことを認識し、「(イ) 技術協力」及び「(ニ) 国民等の協力活動」により、日本人技術者等雇用創出対策に活用する。

第3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）

1. 予算（人件費の見積を含む。） 別表1

2. 収支計画 別表2

土地・建物の効率的な活用を促進するよう中期計画で認可された重要財産の処分を計画的に進めるとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

3. 資金計画 別表3

- ア. 融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、債務緩和特別措置を実施し、新たな償還計画に基づき回収を行う。パラグアイ、ボリビア及びアルゼンチンの移住融資債権について、債務者の状況に応じ、履行延期特約の締結を含めた適切な回収促進に努める。
- イ. 国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層からの寄附金の受入に努めるとともに、「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金について、管理、運用に係る運営委員会を開催し、透明性の確保を図る。

第4. 短期借入金の限度額

一般勘定 670 億円
有償資金協力勘定 1,500 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

第5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中期計画で認可された重要財産の譲渡等処分及び処分の準備を進める。

第6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

第7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施する。

平成21年度の施設・設備の整備に関する計画

施設・設備の内容	財源	予定額(単位:百万円)
本部及び国内機関施設整備・改修	施設整備資金	2,754
在外事務所設備整備	施設整備資金	16

(注記) 金額(「第3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの)については見込みである。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

2. 人事に関する計画

- ア. 勤務成績の評価を年2回実施するとともに、人事評価者研修の継続、改善等に努め、人事評価の実施体制の定着を図る。
- イ. 新たな組織のあり方を踏まえつつ、適材適所の人事配置を検討し実施する。
- ウ. 技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施するために必要な能力開発、研修の改廃、新設等を行い、新組織における人材像に見合う職員研修の体系整備を進める。

3. 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項 (法第31条第1項および法附則第4条第1項)

- ア. 前中期目標期間繰越積立金は、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務(有償資金協力業務を除く。)の財源に充当する。
- イ. 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令(平成15年政令第409号)附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

4. その他中期目標を達成するために必要な事項

(1) 監査の充実

会計監査人による外部監査に加え、内部監査について、新組織における業務及び組織の定着等を重点として監査を行う。

(2) 各年度の業績評価

年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、その結果を以降の業務運営に反映させる。

独立行政法人国際協力機構 年度計画

予算

別表 1

平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
収入	運営費交付金	161,652
	事業収入	591
	受託収入	2,693
	寄附金収入	16
	施設整備資金より受入	2,770
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	817
	計	168,539
支出	一般管理費	11,875
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	11,058
	業務経費	151,185
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	137,219
	受託経費	2,693
	寄附金事業費	16
	施設整備費	2,770
	計	168,539

〔注1〕 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

〔注2〕 無償資金協力の計画は閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画、資金計画は記載していない。

〔注3〕 運営費交付金収入及び業務経費には、平成21年度補正予算（第1号）により措置された「経済危機対策」（平成21年4月10日）の海外における我が国の優れた技術の活用等を通じた緊急雇用創出に係る予算が含まれている。

〔人件費の見積り〕

年度中の人件費総額見込み 12,983百万円。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与に相当する範囲の費用である。

収支計画

別表 2

平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
費用の部		165,117
	経常費用	165,117
	一般管理費	10,610
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	9,793
	業務経費	151,185
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	137,219
	受託経費	2,693
	寄附金事業費	16
	減価償却費	613
	財務費用	0
	支払利息	0
	臨時損失	0
収益の部		164,300
	経常収益	164,300
	運営費交付金収益	160,387
	事業収入	591
	受託収入	2,693
	寄附金収入	16
	資産見返運営費交付金戻入	594
	資産見返補助金等戻入	20
	財務収益	0
	受取利息	0
	臨時収益	0
	純利益（▲純損失）	▲ 817
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	817
	目的積立金取崩額	0
	総利益（▲総損失）	0

〔注〕四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

資金計画

別表 3

平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
資金支出		170,848
	業務活動による支出	164,504
	一般管理費	10,610
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	9,793
	業務経費	151,185
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	137,219
	受託経費	2,693
	寄附金事業費	16
	投資活動による支出	4,069
	固定資産の取得による支出	4,035
	新規貸付による支出	35
	財務活動による支出	0
	短期借入金の返済による支出	0
	国庫納付金による支払額	0
	翌年度への繰越金	2,275
資金収入		170,848
	業務活動による収入	164,952
	運営費交付金による収入	161,652
	事業収入	591
	受託収入	2,693
	寄附金収入	16
	投資活動による収入	3,244
	固定資産の売却による収入	2,186
	貸付金の回収による収入	1,058
	財務活動による収入	0
	短期借入による収入	0
	前年度からの繰越金	2,652

〔注〕四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。